

令和6年 天草市農業委員会第9回総会議事録

令和6年9月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下和弘 君
3番	金棒康二 君	4番	淀川洋一 君
5番	猪原真滋 君	6番	中村三千人 君
7番	野中幸廣 君	8番	平岡敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎ますみ 君
11番	黒川紀世子 君	12番	端田睦子 君
13番	山並彰一郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原和之	局長補佐	松本 馨
参事	内田富隆	書記	宮川楓大
書記	池上 翔		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第57号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第58号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第59号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第60号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第61号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第62号	非農地証明書交付申請について
日程第8		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和6年天草市農業委員会第9回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。9月も終盤に差し掛かり、昼夜問わず残暑が続いておりますが、先日雨が降って以降、少し涼しくなってきました。米に関しては良い結果が出て、販売単価が2割から3割程度上がっておりますが、葉物の野菜は先日の悪天候による被害が出ております。畜産業では子牛の価格が例年と比べましても安い状況が続いておりますし、みかんの方は、日焼けして色が変わってしまったり、大雨の影響で裂果してしまったりと、これから先の生産量が心配されるところでございます。農業委員の皆さんにはこれから農家の方々から質問が多くされると思いますが、それぞれご対応をお願い致します。また、8月末に農地利用最適化推進大会の開催が予定されておりましたが、今年度は中止ということで熊本県農業会議から通知がありました。詳細は総会終了後に事務局からご連絡致します。それと、9月12日に農業者年金加入推進特別研修会が開催されました。年金の加入推進活動の部門で黒川推進委員、滝下推進委員、山下推進委員の3名が表彰され、天草市農業委員会としても、農業者年金の新規加入者数が目標人数を大幅に更新する結果となり、同日に表彰を受けました。私も農業者年金の加入推進の取り組みについて30分程度説明をしてきました。これも皆さんのご協力のおかげでございますので、改めて感謝申し上げます。本日は、3条が12件、4条が3件、5条が8件、利用権設定が14件、非農地申請が7件、合計44件の案件が提出されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、全ての委員が出席されておりますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13番山並委員、4番淀川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第57号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、下浦町の田95㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真で

す。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には柿を栽培される計画です。なお、譲受人の父名義である隣の〇〇番地の土地にも柿を植えて、申請地と一体となって利用されることを確認しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日、現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。亀場町の譲受人は、東京都の譲渡人より、亀場町の畑300㎡を兄弟間の贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。兄弟間の贈与であり、現在も譲受人が耕作されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人よ

り、有明町の田 1,184 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。9 月 20 日に光崎推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりでございます。譲受人は 40 代でまだまだ若くやる気もありますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4 番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田 287 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。9 月 20 日に光崎推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5 番について説明します。有明町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の田と畑 7,569 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。9 月 20 日に光崎推進委員と現地確認を行いました。先ほどの 3 条 3 番、4 番と同じ譲受人でございます。また、この案件は譲渡人が遠方に住んでおられ、管理ができないとのことですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 2 ページをご覧ください。6 番について説明します。有明町の譲受人は、大阪府の譲渡人より、有明町の田 1,018 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。9 月 21 日に山田推進委員と現地確認を行いました。数年前から譲受人が耕作されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7 番について説明します。有明町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の田 2,635 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した

国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。9 月 21 日に山田推進委員と現地確認を行いました。先ほどの 3 条 6 番と同じ譲受人で、現在も譲受人が管理されておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 8 番について説明します。有明町の譲受人は、東京都の譲渡人より、有明町の畑 266 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。9 月 22 日に山下推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は東京都にお住まいのため管理ができず、天草にある土地を処分しているとのことでした。譲受人も営農されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 9 番について説明します。新和町の譲受人は、神奈川県譲渡人より、新和町の田 968 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した

県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。9月20日に柳推進委員と現地確認を行いました。資料のとおり、譲渡人は遠方に住んでおられ、長年管理していた譲受人に贈与されることでした。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の3ページをご覧ください。10番について説明します。新和町の譲受人は、神奈川県譲渡人より、新和町の田1,344㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。9月20日に柳推進委員と現地確認を行いました。先ほどの3条9番の隣の農地でございます。譲渡人の甥っ子にあたる譲受人が取得されることですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 11番について説明します。五和町の譲受人は、中央新町の譲渡人

より、五和町の畑 603 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には牧草を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。9 月 23 日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 12 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 12 番について説明します。熊本市の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 629 m²を親子間の贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。9 月 23 日に馬場推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、親子間の贈与でございます。10 月頃に天草に帰郷されて、営農を行うそうです。現在の仕事はリモートで続けられるとのこと。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第58号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田566㎡を道路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、土砂等の搬入、搬出が可能となる道路として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日、現地確認を行いました。既に道路として整地、利用されております。元々休耕地でしたので、転用されるのは仕方がないことかなと思います。始末書も出ております。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。申請者は中央新町の破産管財人で、破産者が天草町の畑263㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、破産者が経営する〇〇の駐車場として利用されていたもので、駐車場8台として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、天草市に合併する前の旧天草町時代に、〇〇の駐車場として利用していましたが、その後経営する旅館の駐車場として利用してきた旨が記載されている顛末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。9 月 24 日に松本推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明があったとおり、元々〇〇の駐車場として利用されておりましたが、残念ながら〇〇業を閉じたというお話を聞きました。始末書も出ておりますし、周辺に農地はありませんので、特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。この案件は令和 6 年 4 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 6 年天草市農業委員会第 5 回総会において許可見込みありと判断され、令和 6 年 8 月に除外されたものです。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 1,258 ㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、杉 50 本、ヒノキ 50 本を既に植林しております。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。9 月 23 日に原田推進委員と現地確認を行いました。申請者が高齢で、農地の管理ができない状態です。これまでも何度か 3 条で農地を譲渡する案件がありましたが、今回は植林をしているとのことでした。始末書も提出されておりますので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、下浦町の田82㎡を売買により取得し、通路へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、収穫物の搬入・搬出に用いる通路として利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。また、申請地の一部が法面になっておりますが、通路部分で崩落等が起きた際に、補修等の工事をその土地の所有者が行わなければならないため、通路部分と法面部分を合わせて申請されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日、現地確認を行いました。先ほどの3条1番と4条1番に関連する案件です。始末書も出ておりますし、周囲の営農に支障をきたすこともなく既に通路として利用されておりますので、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑9.47㎡を贈与により取得し、宅地拡張をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、カーポート2台分、庭として利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。

ださい。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。数十年前から自宅敷地の一部として利用されております。始末書も提出されておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は五和町の法人で、亀場町の畑392㎡を売買により取得し、宅地分譲地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地分譲3区画として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、一部倉庫が建築されているため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。申請地は元々筆界未定地で、最近測量して境界を定めております。数年前まで耕作されておりましたが、近年は耕作されていなかった農地でございますので、宅地として有効活用されることは良いことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の6ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は北原町の個人外1名で、志柿町の畑333㎡を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在アパート住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日、現地確認を行いました。申請地周辺は宅地化が進んでおり、住宅を新築されるとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑104㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自家用の駐車場が不足しているため、住宅1棟、自家用駐車場2台、来客用駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。先日、現地確認を行いました。先ほどの5条4番の隣の農地です。1つの筆を分筆されて申請がなされております。今後は隣接する宅地の駐車

場として利用されるとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 6番について説明します。転用者は熊本市の法人で、楠浦町の畑108.46㎡に賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置して売電収入を得たいため、太陽光パネル400枚を設置し利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。申請地には現在芋を作付けされております。太陽光発電施設に転用されるとのことでしたが、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 7番について説明します。この案件は令和6年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和6年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和6年8月に除外されたものです。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑727㎡を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の

西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが土砂災害警戒区域に指定されており、戸建住宅を移転新築したいため、住宅 1 棟、小屋 1 棟、駐車場 6 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 12 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。あまり活用されていない農地で、若い夫婦が住宅を新築されるとのことでした。また、生活排水を農業用水路へ流さないでほしいと書いてありましたが、内容を詳しくお聞かせいただきたいです。

○事務局（宮川楓大君） 元々、申請地の北側にある農業用水路に側溝を繋げて排水する計画でしたが、土地改良区の組合員や地域の農業者の方から排水の同意が得られなかったことから、〇〇側の水路に 100m 程度の水路を新設して繋げる計画に変更しております。新設する水路の工事費用も資金計画書にて確認しております。以上です。

○10 番（富崎ますみ君） 分かりました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。事務局の説明の中に、申請地は第 1 種農地であり、集落に接続しているため、例外的に許可できるとありましたが、航空写真を見ると集落と言うより、家屋が点在しているだけのように見えます。集落に明確な判断基準はあるのでしょうか。

○事務局（宮川楓大君） 航空写真に写ってはいませんが、申請地の北東側に相当数の家屋が建ち並んでおり、集落が形成されております。集落接続の要件は、既存の集落と間隔を置かないで接する状態のことを言いますが、必ずしも家屋と隣接する必要はありませんので、この案件も集落接続の例外規定に該当すると判断しております。

○2 番（山下和弘君） 地域の方から判断基準について聞かれることもありますので、もし尋ねられたら、そのように説明したいと思います。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の7ページをご覧ください。8番について説明します。転用者は中村町の個人で、本渡町の畑437㎡を売買により取得し、マンション及び駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、マンションとしての需要が見込まれるため、マンション1棟、駐車場40台、駐輪場、通路として整備し利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に駐車場として利用されていたため、譲受人より始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下委員と現地確認を行いました。申請地は宅地と雑種地に囲まれておりまして、既に駐車場として利用されております。農業ができるような場所ではないので、仕方がないことだと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第60号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 利用設定の審議内容に変更がありますので説明します。これまで、農用地利用集積計画では相対契約と農地の所有者、農業公社、耕作者の三者一括契約の農用地利用集積計画、一括方式を、農用地利用集積等促進計画では、例えば、農地の所有者が農業公社に農地を貸し付ける期間が2024年9月1日から2034年8月31日までの10年間、農業公社から耕作者に転貸する期間が2024年9月1日から2029年8月31日までの5年間だった場合、2024年9月1日から2029年8月31日までの5年間転貸を受けた耕作者が残りの5

年間も継続して転貸を受ける更新、2024年9月1日から2034年8月31日までの10年間の間で転貸を受けていた耕作者から別の耕作者に転貸する再配分を審議していました。令和7年度から農地の貸借契約は、農用地利用集積等促進計画に一本化されることが決定されているので、9月の総会から農用地利用集積計画で審議をしていた農用地利用集積計画、一括方式を廃止し、農用地利用集積等促進計画で農地の所有者、農業公社、耕作者の三者一括の農地の貸借契約を取り扱うこととしております。そのため、今月からは農用地利用集積計画では相対契約、農用地利用集積等促進計画では農地の所有者、農業公社、耕作者の三者一括の契約、更新、再配分の審議になりますのでよろしくお願ひします。それでは、説明に入ります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の8ページから10ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が0件、再設定が4件、合計5件で、筆数5筆、総面積が4,208㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人であり、資料③の14ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第61号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の11ページから14ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が6件、再設定が0件、更新の計画が0件、再配分の計画が3件、利用権移転の計画が0件、合計9件で、筆数11筆、総面積が18,674㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人であり、資料③の15ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第62号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が3件、牛深地域が1件、有明地域が1件、天草地域が1件、五和地域が1件の計7件です。筆数は全体12筆、面積は7,777㎡となっております。資料③の16ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の15ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が3番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が5番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が6番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が現地の写真になります。こちらは全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

- 議長（本田実君） 3番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 4番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 5番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 6番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 7番から12番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
-
- 議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。
- 事務局（宮川楓大君） 資料②の16ページをご覧ください。農地利用・形状変更届、第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。
-
- 議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和6年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。
- 閉 会 15時10分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

木田美

署名委員

淀川洋一

署名委員

山並彰一郎